

## 教育貸付け必要額明細書

令和    年    月    日

所属所名

組合員氏名

印

必要額の内訳	必要額
	円
合                    計	円

◎注意事項

- (1) 貸付けの対象となる費用の範囲は、入学金、授業料、その他の諸経費など学校に納入するもののほか入学、修学に伴って一時的に発生する支出（制服、教材の購入費用、アパートの敷金・礼金、単身生活のための家具購入費用等）と、経常的に発生する支出（下宿代、アパート代、通学のための交通費（通学定期券代））で、申込時からおおむね1年以内（同一年度内に限る）に必要な経費とする。
- (2) 必要額については入学手続・納付金案内、納付書の写し、納付通知書の写し、契約書の写し、請求書の写し、領収書の写し、注文を証明できる書類の写し等を添付すること。  
 なお、共済組合の貸付日が支払期日より遅れること等の組合の事情により、さきに金融機関等からの融資を受け代金を完納している場合は、振込書の写し等を添付すること。